

公益財団法人練馬区環境まちづくり公社  
一般事業主行動計画（女性活躍推進法）について

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を推進するため、国や地方公共団体のみならず、事業主も役割を分担して国全体の取組みへと発展させていく必要があることから、「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられている。

当公社は、一般事業主行動計画策定の人員要件に該当しているため、下記のとおり計画を策定する。

記

1 計画の内容

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社としてつぎの行動計画を策定する。

<目標 1>

- ・事務職社員構成および係長職の女性比率50%を維持するとともに、管理職候補となる人材の育成を行う。

<取組内容>

- ・女性のキャリアアップ向上を目指すよう人材育成を策定し、昇任研修等を行う。
- ・育休、産休等の取得を促進するため、制度内容の周知と取得しやすい職場環境づくりのための取組を行う。

<目標 2>

- ・ハラスメント防止に関する制度等の整備と相談体制の構築(説明会年1回以上)を行う。

<取組内容>

- ・相談窓口体制を整備し、制度および相談員の配置について社内周知を行うとともに、相談員向けの説明会を年1回以上行い、体制構築を強化する。

2 計画期間

令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日

3 公表の方法

公社ホームページ等